平成２５年（フ）第１５１号
神戸市灘区灘南通４丁目３番18号　ハイツ灘南302
債務者　川端　博行
1　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５号
兵庫県伊丹市大鹿３丁目39番地の１池信文化
債務者　西尾　忠次
1　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第７号
福岡県柳川市三橋町柳河400番地１　吉開アパート西号
債務者　北原　隆行（旧姓堀尾）
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第８号
福岡県大川市大字小保470番地12　小保団地852号
債務者　石本　文子
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第９号
福岡県大川市大字小保470番地12　小保団地852号
債務者　石本　広喜
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第２２号
長崎県長崎市西海町4669番地14、旧住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷776番地５　広瀬コーポＣ棟101
債務者　松尾　和也
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
大分県別府市大字鶴見2064番地の２
債務者　楠本小夜美
1　決定年月日時　平成25年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第８号
宮崎県都城市久保原町21街区25号
債務者　愛甲　正文
1　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第４８３号
鹿児島県日置市伊集院町下谷口1419番地　市営八久保住宅Ｒ－１　103
債務者　上之園久澄
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２１号
鹿児島県鹿児島市新照院町17番５－303号
債務者　中村さつき
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２８号
鹿児島県鹿児島市大明丘３丁目51番５号
債務者　濵田　治央
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３４号
鹿児島県鹿児島郡十島村大字中之島153番地
債務者　早川　信久
1　決定年月日時　平成25年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３５号
鹿児島県鹿児島市東谷山４丁目24番21－205号
債務者　下木原美穂子
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３９号
鹿児島県鹿児島市荒田２丁目73番15号　鮎川ビル402号
債務者　宇都　浩美
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４０号
鹿児島県鹿児島市花尾町4221番地１
債務者　吉永　光則
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４１号
鹿児島県鹿児島市花尾町4221番地１
債務者　吉永　和美
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５５号
鹿児島県鹿児島市紫原４丁目７番１号　アップルコート紫原Ⅱ　101号
債務者　江見　　襄
1　決定年月日時　平成25年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係